

イツ・コミュニケーションズ株式会社

HotProfile 申込書

甲 : _____ は、乙 : イツ・コミュニケーションズ株式会社に対し、
HotProfile 利用規約に同意の上で申し込みます。
また、貴社の個人情報保護方針および個人情報の取り扱いに同意します。

申込年月日	西暦 年 月 日	開始希望日	西暦 年 月 日
-------	----------	-------	----------

■ お申込内容についてご記入下さい。また、該当するチェックボックス (□) には、チェックマーク (☑) をご記入下さい。

1. 契約申込者

商号 登記上の名称	ふりがな		
代表者名	ふりがな		
住所	ふりがな 〒		
担当者名	ふりがな		
部署名		役職名	
TEL		FAX	
E-mail			

※利用担当者様は HotProfile 管理者および請求書送付先となります。

2. 契約サービス

契約プラン	<input type="checkbox"/> 【名刺管理】基本パック <input type="checkbox"/> 【名刺管理+営業支援】SFA パック		ユーザー数 []
初期費用 (税別)			年額費用 (税別)
お支払方法	<input type="checkbox"/> 月払い <input type="checkbox"/> 年払い	HotProfile 利用規約	<input type="checkbox"/> 同意する

3. オプションサービス

--

4. 特記事項

- ・ご契約期間は1年間です。ご契約期間満了の1ヶ月前までにお申し出がない場合は、1年間の自動更新となります。

注文条項

甲と乙とは、申込書に定める売買取引に関し、その基本的事項および権利義務について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対して HotProfile を発注し、乙は当該発注を受け、目的物を甲に納入する。

第2条（契約の成立）

本契約は、甲が、乙に対して申込書を発行し、乙が、甲に対し注文請求書を書面で提出することにより、成立するものとする。

第3条（契約内容変更）

本契約成立後、契約内容の変更をする必要が生じた場合は、当該契約を解除のうえ、新たに契約を締結するものとする。

第4条（納品）

乙は、目的物を申込書の契約申込者住所に HotProfile ご利用証書を添付して納入し、甲は当該目的物を受領する。

第5条（支払方法）

乙は、速やかに請求書を発行し、甲は、当該請求書を受領した翌月の末日までに乙の指定する銀行口座に支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第6条（機密保持） 甲及び乙は、本契約により知り得た相手方の営業上、経理上、技術上、マーケティング上の秘密を相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号の情報については、この限りではない。

- ①開示時に、既に相手方が適正に入手し保有していた情報
- ②開示時に、既に公知となっていた情報
- ③開示後に、相手方の責めによることなく公知となった情報
- ④正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課されることなく適正に入手した情報
- ⑤相手方から開示又は提供された情報とは無関係に自己において独自に開発又は創出した情報

第7条（個人情報の取り扱い）

乙が受領した甲の個人情報については、以下に提示する「個人情報のお取扱いについて」に基づき、適切に取扱うものとする。

第8条（免責）

天変地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、電力会社・輸送機関・通信回線又は乙若しくは取引先の債務不履行、その他当社の責に帰することができない事由に起因する履行遅延又は不能について、乙は甲に対し何らの責任を負わない。

第9条（損害賠償）

甲又は乙は、本契約に違反し相手方又は第三者に損害を与えた場合、相手方に対し負う損害賠償責任の範囲は、直接かつ現実に被った通常損害に限定され、損害賠償の額は次に定める額を超えないものとする。なお、予見の有無に問わず特別の事情から生じた損害ならびに逸失利益等の間接損害については、賠償の責を負わないものとする。

- ①発生した損害と相当因果関係にある本契約にかかる、当該損害事由が生じた月の前月末日から遡及し過去1ヶ月間に発生した本サービスの利用料金

第10条（解除）

甲又は乙は、相手方に次の各号の一に該当したときは、何らの催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができ、それらの契約に基づく一切の債務の履行につき期限の利益を失い、直ちに残債務の一切を相手方に履行するものとする。

- ①本契約に違反し、相手方が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず当該期間内にこれを是正しないとき。
- ②相手方に対して債務不履行を行ったとき。
- ③金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- ④監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- ⑤第三者より仮差押、仮処分、強制執行等を受け、契約の履行が困難と認められるとき。
- ⑥破産の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生開始の申立て及び会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- ⑦解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき。

第11条（協議・管轄裁判所）

本契約に関して、異議、紛争、その他争いが生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議のうえ円満にこれを解決するものとする。ただし、甲乙間において解決が見込まれない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としこれに付託するものとする。

第12条（反社会的勢力の排除）

○○及び○○は、反社会的勢力を排除することに関する別途「反社会的勢力の排除に関する覚書」を取り交わすものとする。

当社の個人情報のお取り扱いについて

1. 当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に掲示する「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱う。
2. 当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に掲示する利用目的以外に、利用しないものとし、契約者の同意なしに第三者に開示、提供しないものとする。
3. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとする。
4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第2項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとする。

以上